

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号、平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求上告及び上告受理申立事件

国側当事者・国

平成21年3月24日棄却・不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年4月17日判決、本資料258号-84・順号10942)

(控訴審・大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年9月17日判決、本資料258号-175・順号11033)

決 定

上告人兼申立人	甲
上告人兼申立人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	辻 公雄ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	森 英介
同指定代理人	宗野 有美子

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成21年3月24日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 堀籠 幸男

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 近藤 崇晴

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。